

第5期桑名市障害福祉計画 第1期桑名市障害児福祉計画 について

桑名市市章

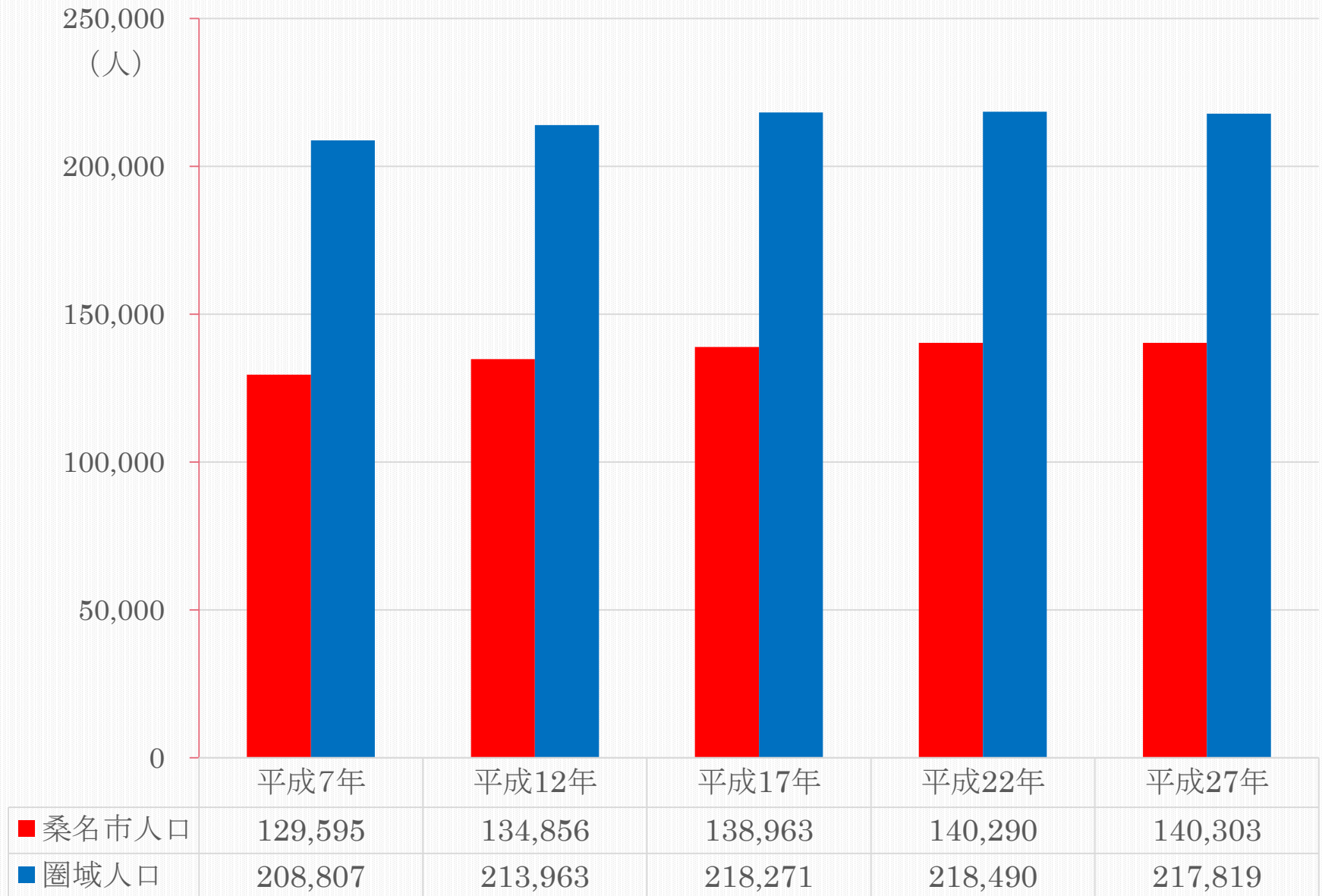


桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」



桑名市の障害福祉の現状について

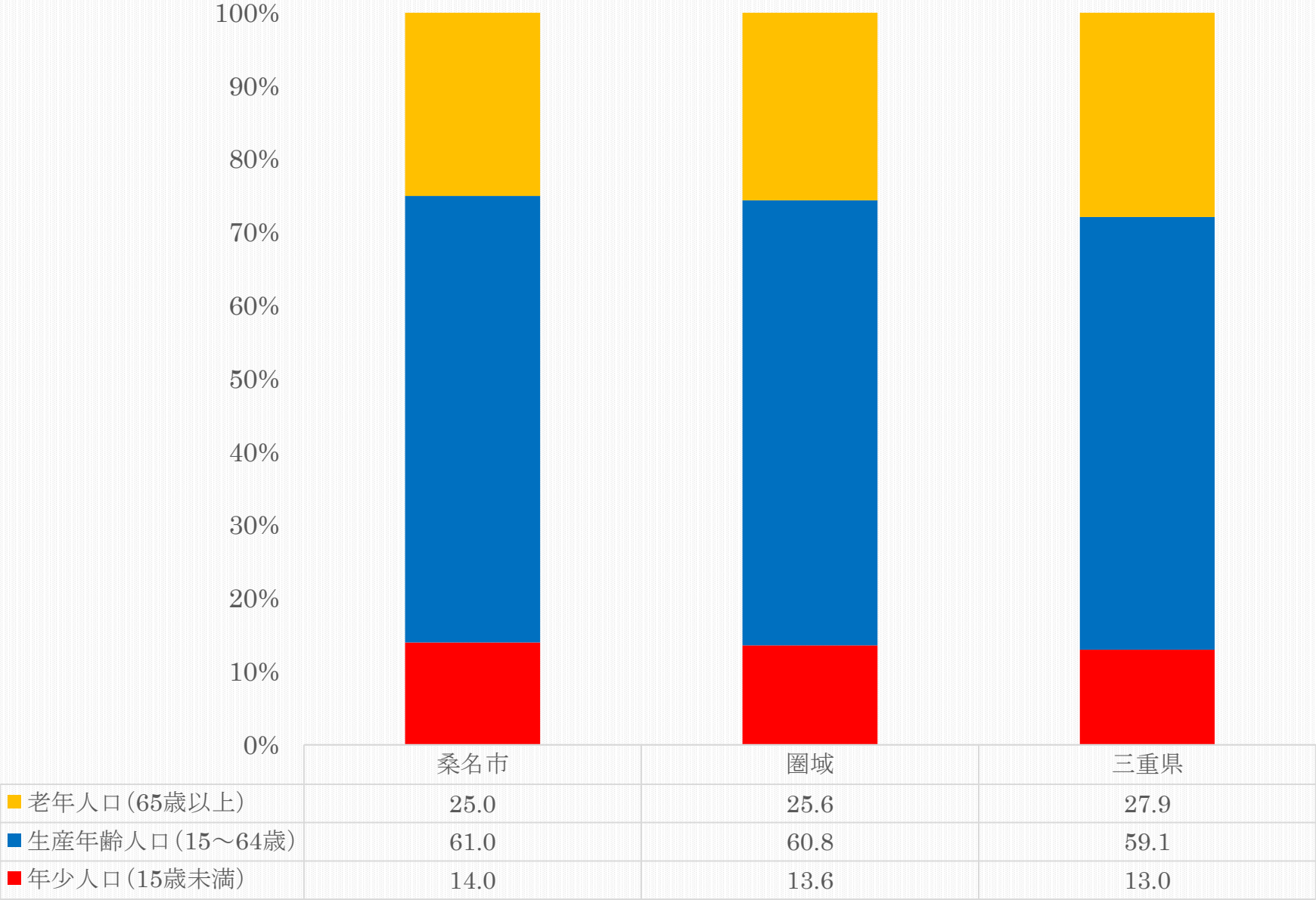
桑名市と圏域人口の推移(単位:人)



*総務省「国勢調査」より

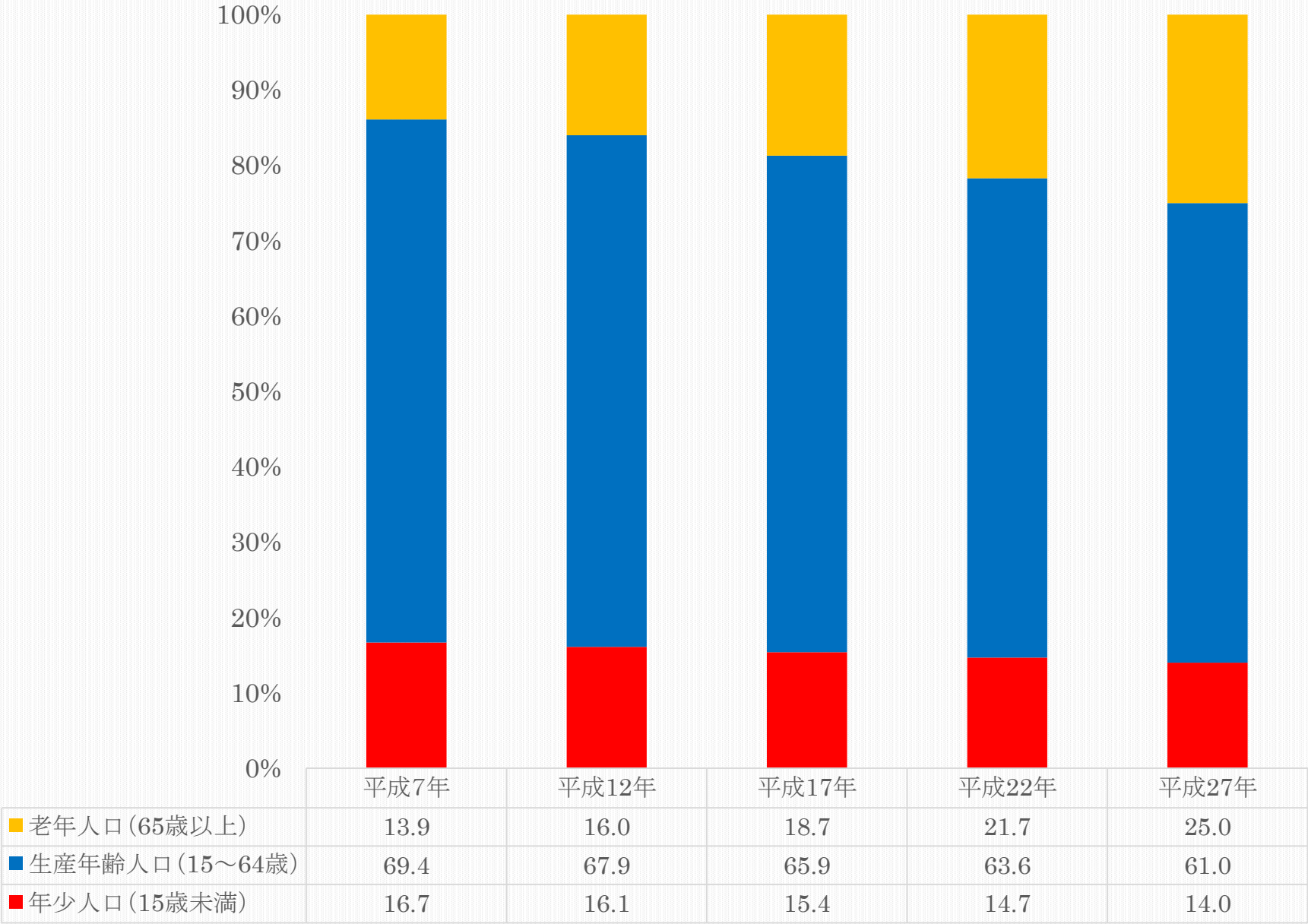
*圏域人口は桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の計

年齢区分別割合(平成27年10月)



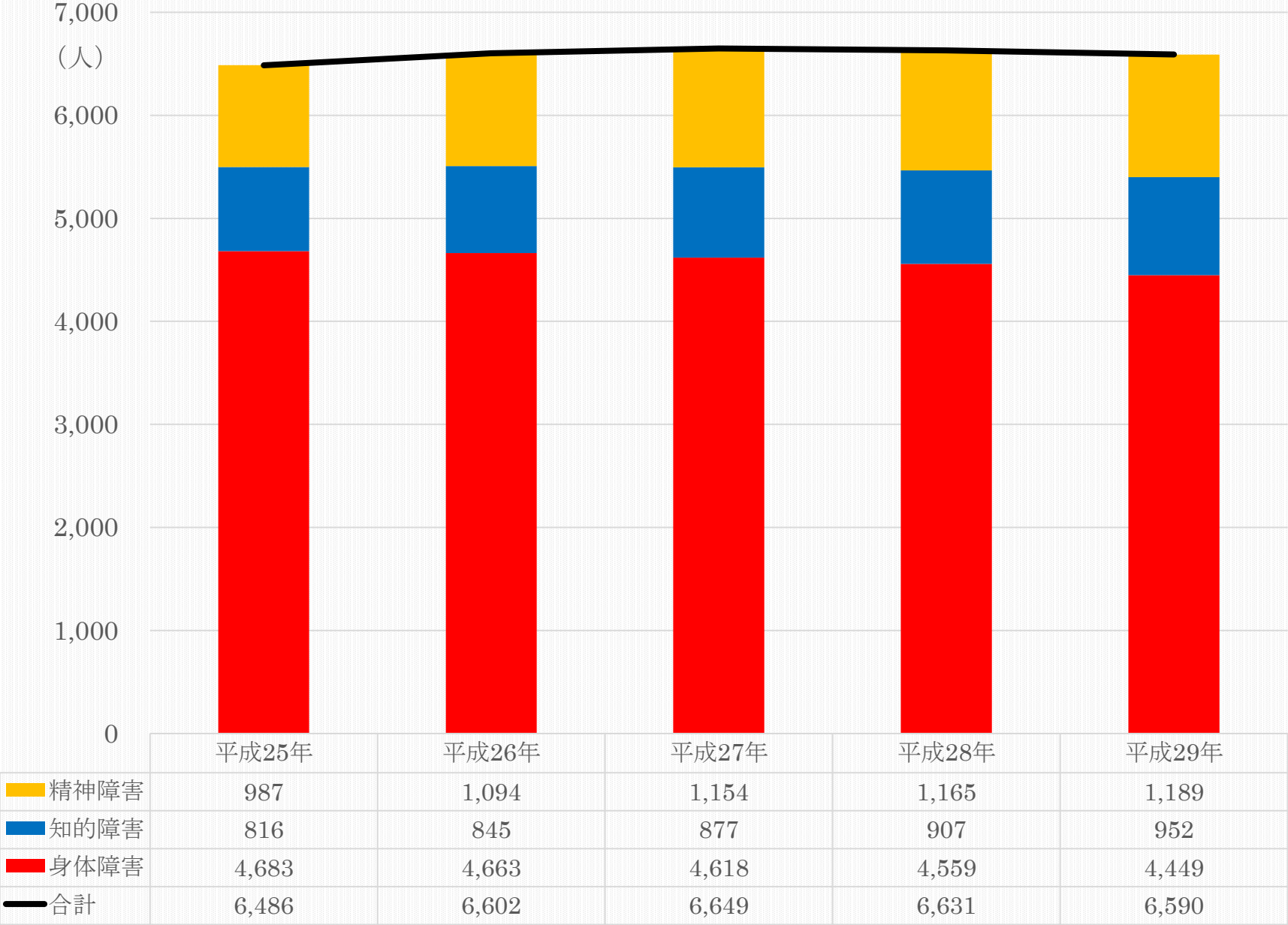
* 総務省「国勢調査」より
* 圀域は桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町の計

桑名市の年齢区分別割合の推移



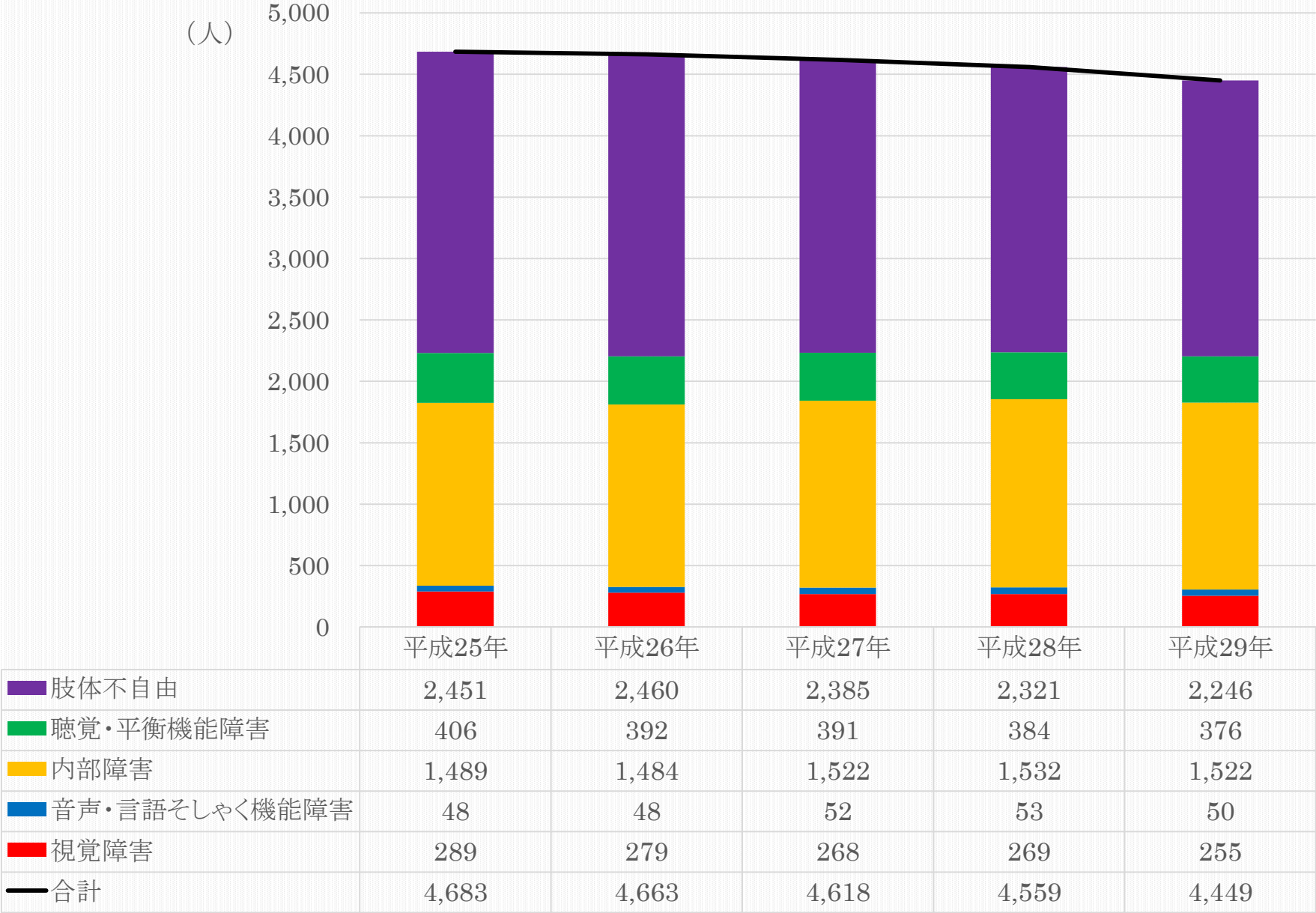
＊総務省「国勢調査」より

桑名市の障害別手帳所持者の推移(単位:人)



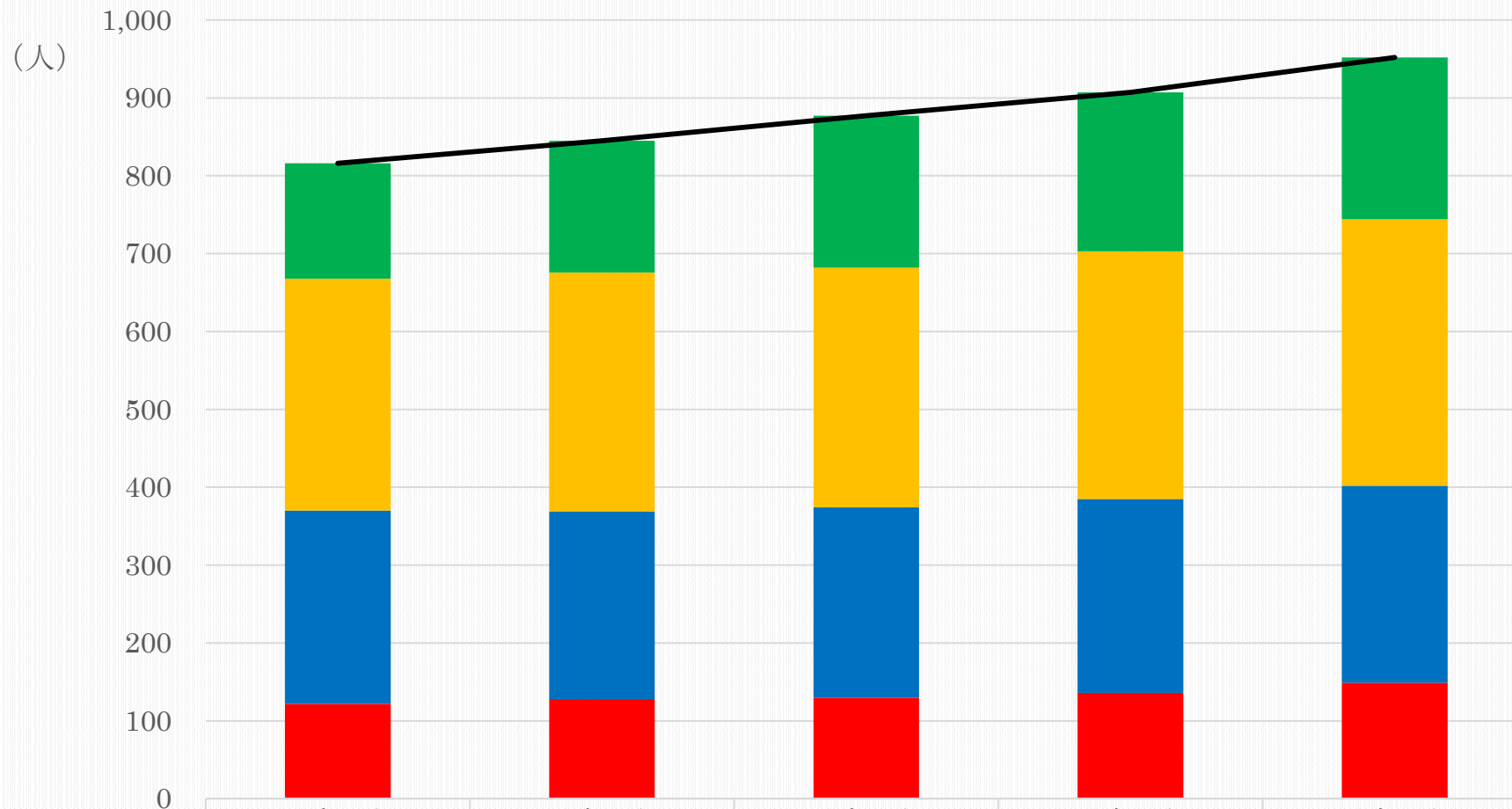
＊ 市政の概要(各年3月31日現在)より

桑名市の障害種類別身体障害者手帳所持者数の推移(単位:人)



* 市政の概要(各年3月31日現在)より

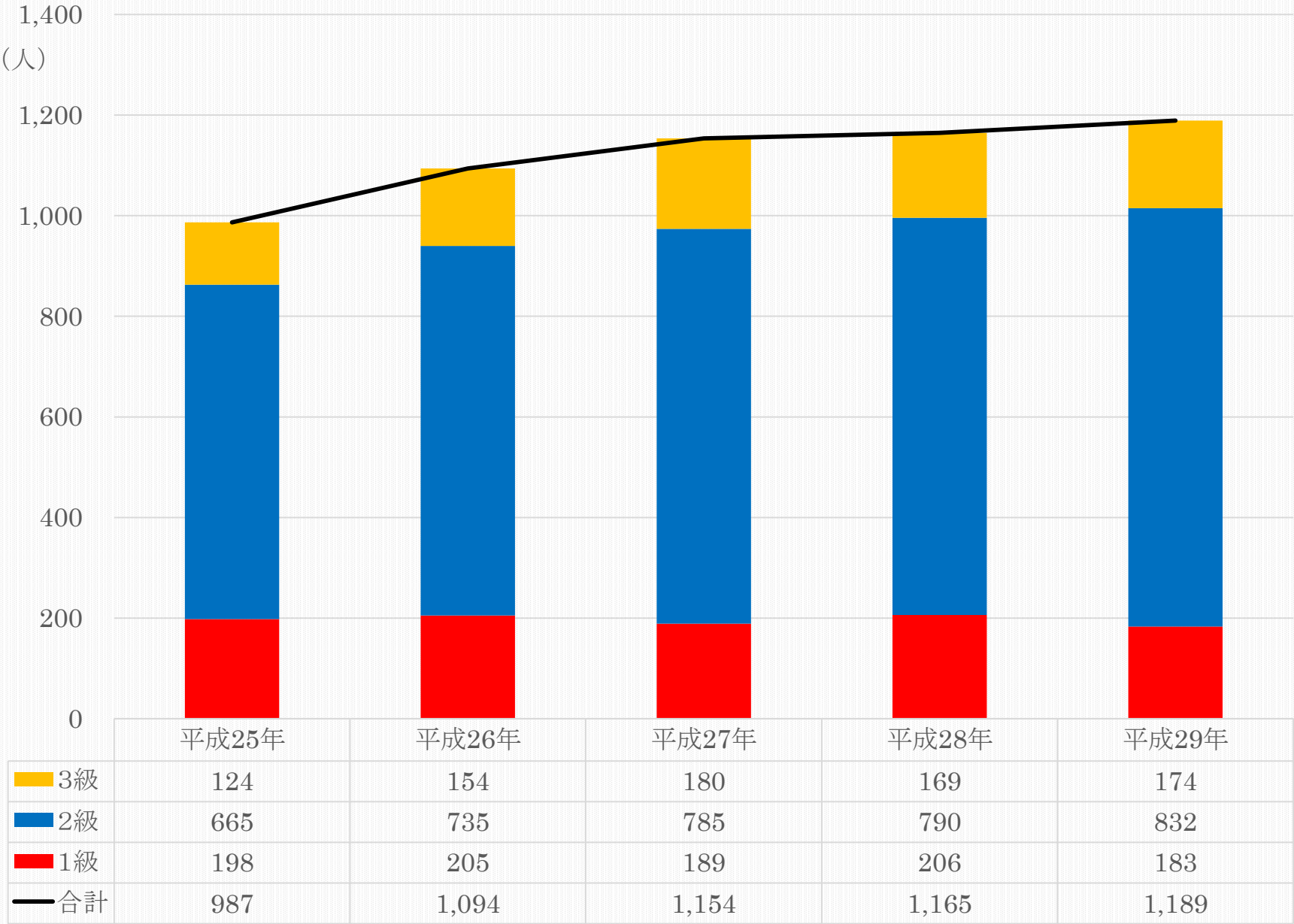
桑名市の障害等級別療育手帳所持者数の推移(単位:人)



■ B2(軽度)	148	169	195	204	208
■ B1(中度)	298	307	308	318	342
■ A2(重度)	248	241	244	249	253
■ A1(最重度)	122	128	130	136	149
— 合計	816	845	877	907	952

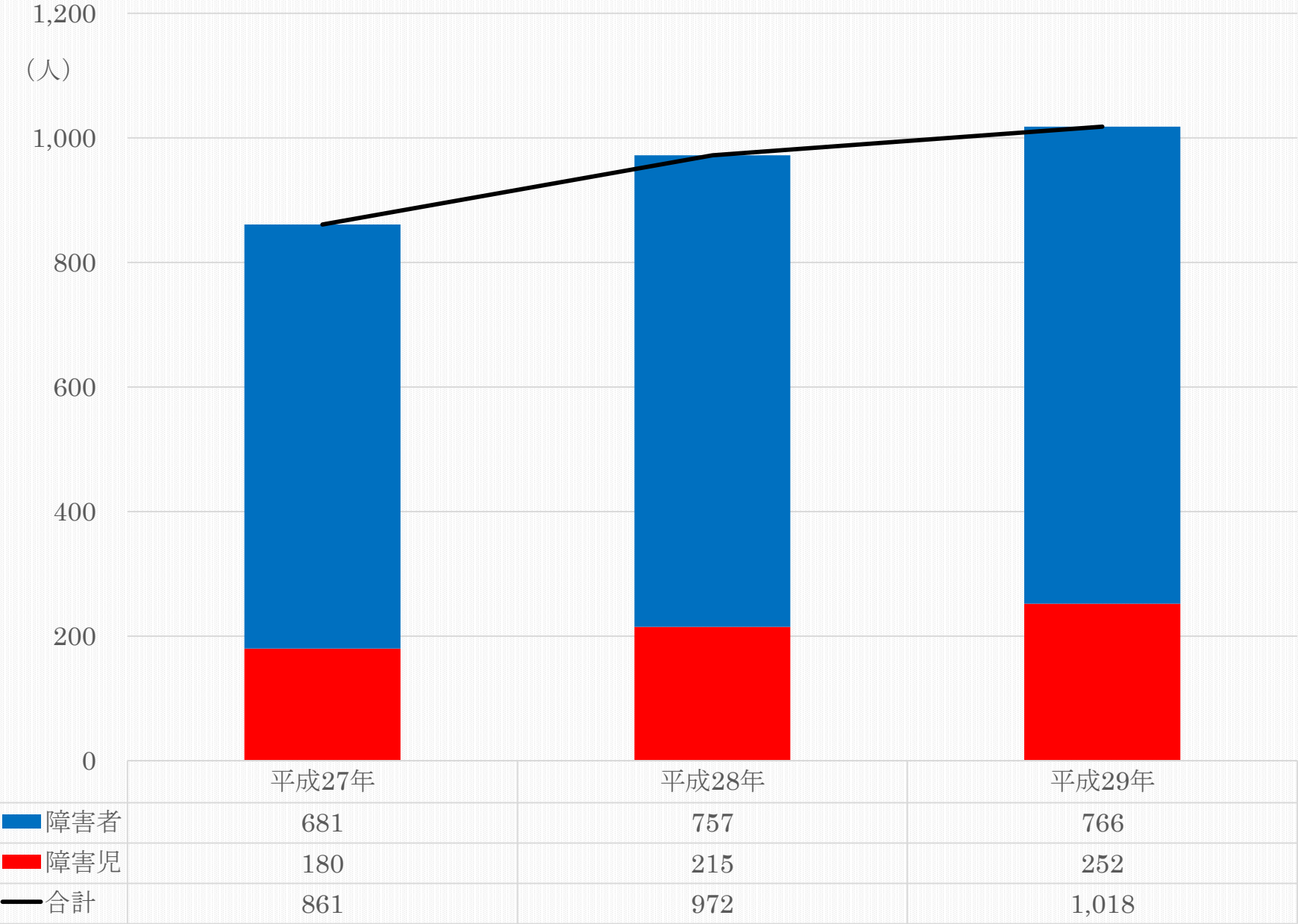
＊ 市政の概要(各年3月31日現在)より

桑名市の等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(単位:人)



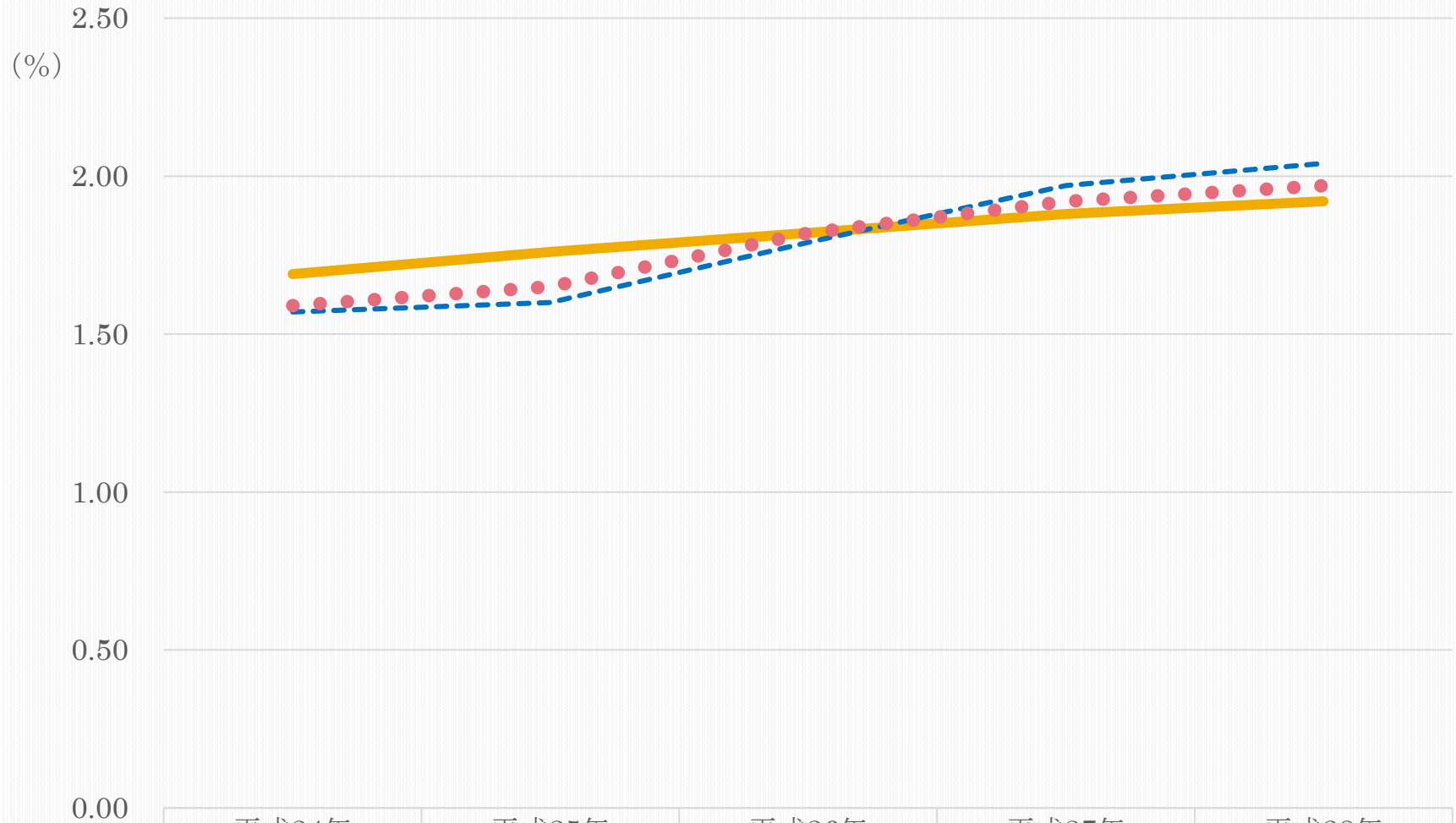
＊ 市政の概要(各年3月31日現在)より

桑名市の障害福祉サービス支給決定者(児)の推移(単位:人)



* 障害福祉課調べ(各年6月30日現在)

民間企業の障害者実雇用率の推移(単位:%)



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
全国	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92
三重県	1.57	1.60	1.79	1.97	2.04
桑名地区	1.59	1.65	1.82	1.92	1.97

* 三重労働局「障害者雇用状況」より

* 各年6月1日現在

桑名市内の福祉関係施設・事業所の状況①

	平成26年11月1日現在		平成29年6月1日現在	
事業の種類	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
居宅介護	12か所	—	15か所	—
重度訪問介護	8か所	—	10か所	—
同行援護	6か所	—	6か所	—
児童発達支援	1か所	30	4か所	60
放課後等デイサービス	5か所	50	12か所	120
施設入所支援	1か所	40	1か所	40
計画相談支援	3か所	—	10か所	—
短期入所	2か所	24	3か所	22

桑名市内の福祉関係施設・事業所の状況②

	平成26年11月1日現在		平成29年6月1日現在	
事業の種類	事業所数	定員(人)	事業所数	定員(人)
生活介護	8か所	119	8か所	166
自立訓練(生活訓練)	1か所	20	1か所	10
就労移行支援	1か所	20	2か所	26
就労継続支援A型	8か所	140	9か所	185
就労継続支援B型	12か所	222	13か所	232
共同生活援助 (グループホーム)	2か所	29	6か所	55
合計	70か所	694	100か所	890

* 三重県障がい福祉課「指定事業所一覧」より

第5期桑名市障害福祉計画

第1期桑名市障害児福祉計画

について

桑名市市章



桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」



計画策定に向けて

障害者総合支援法第88条第9項

市町村は第89条の3第1項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴くよう努めなければならない。

第3期 桑名市障害者計画

基本理念	基本方針
障害があってもなくても みんなが気持ちよく過ごせる 明るいまちづくり	1 障害を理解し思いやりのある まちづくり
	2 安心して暮らせるまちづくり
	3 社会参加を応援するまちづくり

第4期障害福祉計画

基本理念

計画推進における3つの視点

計画推進における3つの視点

障害があってもなくても
みんなが気持ちよく過ごせる
明るいまちづくり

1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

3 障害者の課題に対応したサービス提供体制の整備

計画の位置づけ等

障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保
その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市
町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支
援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支
援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」とい
う。）を定めるものとする。

障害福祉計画・障害児福祉計画について

項目	障害福祉計画	障害児福祉計画
名称	第5期桑名市障害福祉計画	第1期障害児福祉計画
根拠法令	障害者総合支援法第88条第1項	児童福祉法第33条の20 第1項
計画期間	3年 第5期 平成30年度～平成32年度	3年 第1期 平成30年度～平成32年度
内容	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の見込とサービスの確保方針	障害児通所支援、障害児相談支援の見込とサービスの確保方針
目的	障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービスに係る数値目標の設定とサービス提供の確保を計画的に図る	

5つの基本理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- 3 障害者の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取り組み
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

基本指針案の全体像と主なポイント

第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

第一の一 基本的理念

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援

第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ①訪問系サービスの保障
- ②日中活動系サービスの保障
- ③GH等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- ④一般就労への移行等の推進

第一の三 相談支援の提供体制確保に関する基本的考え方

第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

第二の一

福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・地域生活への移行者増
- ・施設入所者減

第二の二

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・障害保健福祉圏域、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況
- ・精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
- ・精神病床における早期退院率（入院3ヶ月時点、6か月時点、1年時点）

第二の三

地域生活支援拠点等の整備

- ・地域生活支援拠点を市町村又は圏域ごとに少なくとも1拠点整備

第二の四

福祉施設から一般就労への移行

- ・福祉施設利用者の一般就労移行者数増
- ・就労移行支援事業利用者数増
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率上昇
- ・就労定着支援による職場定着率

第二の五

障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置

第三 障害福祉計画等の作成に関する事項

第三の一

作成に関する基本的事項

- ・障害者等の参加
- ・地域社会の理解促進
- ・総合的な取組
- ・障害福祉計画等作成委員会等の開催
- ・関係部局相互間の連携
- ・市町村・都道府県の連携
- ・障害者等のニーズ等の把握
- ・障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握等
- ・区域設定（都道府県）
- ・住民意見の反映
- ・他計画との関係
- ・定期的な調査、分析、評価及び必要な措置

第三の二

その他

- ・計画作成時期
- ・計画期間等
- ・計画の公表

第三の二

市町村障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点等の整備、圏域単位での見通し等
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第三の三

都道府県障害福祉計画等

- ・障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標
- ・障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、確保方策、地域生活支援拠点の整備、市町村の支援等、圏域単位での見通し等
- ・障害者支援施設等の必要入所定員総数
- ・質の向上方策（研修、第三者評価）
- ・地域生活支援事業
- ・関係機関の連携

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

第四の一 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

- ・虐待の防止
- ・差別の解消
- ・利用者の安全確保、研修等の充実

今後のスケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ヒアリング設計	→								
ヒアリング実施		→							
結果とりまとめ・分析			→						
見込み量の算出				→	→				
計画骨子検討				→	→				
計画素案作成					→	→			
パブリックコメント						●			→
編集・印刷									
自立支援協議会	●			●	●		●		

計画案を市議会にて協議

* 状況により変更となる場合もあります。

放課後等デイサービス事業所 訪問について

放課後等デイサービスの全国的な課題

- ▶ 平成24年の児童福祉法改正によって、放課後等デイサービスが児童福祉施設として制度化

平成24年4月：2,540ヶ所　平成28年4月：8,352ヶ所　約3.3倍

- ▶ 問題点：急激な事業所数の増加によりサービスの質が低い事業所も少なくないことが問題視されています。

- ▶ ・適切ではない支援を行う事業所が増えている。
 - ・発達支援の内容、技術が十分でない事業所も見られる。
 - ・単なる居場所となっている事例がある・・・

などの指摘などがあります。

ガイドラインを受け市の取り組みへ

- ・厚生労働省は平成27年に「放課後等デイサービスガイドライン」を策定。
- ・基本的役割や職員の専門性の確保等を定め、事業所に対し不断に創意工夫を図り、提供する支援の質の向上や自己評価の実施を求めた。
- ・放課後等デイサービス開設要件を厳格化し、平成29年4月から新基準で開設の適否を判断。
- ・放課後等デイサービスガイドラインの順守と評価結果公表の義務付け。



- ☆国が平成29年度経過措置期間を設定、県は30年度に実地指導へ
- ☆市と3障害者総合相談支援センターは、訪問へ



桑名市内放課後等デイサービス事業所

- ① だんて
- ② スリール
- ③ 風の子びれっじ 空 kuu
- ④ 放課後等デイサービスLeafくわな
- ⑤ クラム
- ⑥ アプリ児童デイサービス陽だまりの丘
- ⑦ 放課後等デイサービスきんぎょ丸
- ⑧ はばたき
- ⑨ アプリ児童デイサービス桑名野田
- ⑩ ハナミズキ
- ⑪ エコム
- ⑫ フルールみのり

＜事業所訪問の概要＞

➤ 目的

- ・ ガイドラインの活用と自己評価の実施の確認
- ・ 体制整備、職員の専門性の確保、支援内容に関する事項の確認
- ・ 各事業所の課題の明確化

➤ 訪問内容：アンケートの実施

- ・ 体制整備に関する事項
- ・ 職員の人員配置等、専門性の確保に関する事項
- ・ 支援内容に関する事項
- ・ 各事業所の課題に関する事項

➤ 訪問時期 7月19日 2 事業所を予定。